

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国
との間の協定

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定

日本国及びアルメニア共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の領域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識して、次のとおり協定した。

第一章 投資

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (i) 企業及び企業の支店
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券
- (iv) 先物、オプションその他の派生商品
- (v) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
- (vi) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
- (vii) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(viii) 法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(ix) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b) 「投資に関する合意」とは、一方の締約国の中央又は地方の政府又は当局と他方の締約国の投資家又はその投資財産であって当該一方の締約国の領域にある企業であるものとの間の書面による合意であり、当該投資家又は当該投資財産が当該一方の締約国における投資財産の設立又は取得に当たり依拠するものをいう。

書面による合意とは、書面による合意であって、両当事者により作成され、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、第二十四条11(b)の規定に従って適用される法令に基づいて当該両当事者を拘束するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。

この場合において、行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認）のみをもって、又は政令、命令若しくは判決のみをもって、書面による合意であるとはされず、また、行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面による合意であるとはされない。

(c) 「締約国の投資家」とは、次の(i)又は(ii)に規定する者であつて、他方の締約国の領域において投資を行おうとし、行っており、又は既に行つたものをいう。

(i) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(ii) 締約国の企業

(d) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（会社、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。

(e) 「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。

(f) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の

処分をいう。

(g) 「領域」とは、それぞれの締約国について、当該締約国の領域並びに国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(h) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(i) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(j) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(k) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に關する協定をいう。

(l) 「申立人」とは、一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(m) 「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(n) 「紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

- (o) 「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。
- (p) 「裁判所」とは、日本国については裁判所を、アルメニア共和国については一般司法裁判所又は行政裁判所をいう。

- (q) 「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

- (r) 「ICSID追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

- (s) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

- (t) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

- (u) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

第二条 内国民待遇

- 1 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対

し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、一方の締約国が、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第三条 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。この条に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。

第四条 一般的待遇

一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく外国人の待遇に関する最低基準（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

第五条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級に

わたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条 特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。
- (c) 自国の領域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。
- (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、

輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g) 特定の国籍を有する者を役員、理事又は取締役任命すること。

(h) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は企業に移転すること。

(i) 当該投資家と自国の領域内の自然人又は企業との間で任意に締結されるライセンス契約（既に締結されたものかどうかを問わない。）について次の事項を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。この(i)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。

(i) 当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額

(ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間

(j) 自国の領域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(k) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(1) 自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(m) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。

2 いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の領域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の領域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3 (a) 2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に

関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b) 1(h)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用されない。

(c) 1(h)及び(i)の規定は、競争法の違反に係る救済措置として裁判所又は競争当局が1(h)及び(i)に規定する事項の要求を課する場合又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用されない。

(d) 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特惠的な関税又は特惠的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第七条 適合しない措置

1 第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書Ⅰの締約国の表に記載するもの

(i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はアルメニア共和国の地域

この条の規定の適用上、「地域」とは、マルズ又はエレバン市をいう。

(b) (a)(ii)に規定する都道府県又は地域以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の

措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に（例外的な状況においては実施の後できる限り速やかに）、次のことを行う。

(a) 当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。

(b) 他方の締約国の要請があった場合には、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

5 各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

6 第二条及び第三条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第八条 透明性

1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開

示を義務付けるものと解してはならない。

第九条 公衆による意見提出の手續

各締約国は、緊急の場合又は純粹に輕微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廢止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人並びに当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
- (b) 差別的なものでないこと。
- (c) 次の支払を伴うものであること。

(i) 日本国については、収用後の迅速、適当かつ実効的な補償の支払であつて、2から5までの規定に従って行われるもの

(ii) アルメニア共和国については、収用前の適当かつ実効的な補償の支払であつて、2から5までの規定に従って行われるもの

- (d) 正当な法の手続に従つて実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の際における収用された投資財産

の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。

4 支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であって、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

5 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a) 収用の日における公正な市場価格であって、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b) 収用の日から支払の日までに発生した利子であって、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

6 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的所有権協定に反しない限りにおいて、適用されない。

第十三条 争乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の領域における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の領域にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるとする。

3 いずれの締約国も、第十六条2の規定に従ってとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。

第十四条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の領域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十五条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

(a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益
- (c) 契約に基づいて行われる投資財産に関連する支払（融資の返済を含む。）
- (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
- (e) 当該一方の締約国の領域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬
- (f) 第十二条及び第十三条の規定に従って行われる支払
- (g) 紛争の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
- (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十六条 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の領域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(b) 公衆の道德の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外

は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

2 第十三条3の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置

(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

- (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

第十七条 一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転（第十五条に規定する資金の移転を含む。）について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。

- (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
- (b) 資本の移動が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合

2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。
- (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。
- (c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
- (d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

と。

(e) 他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。

(f) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 一方の締約国は、1の規定に基づく措置を適用した場合において、他方の締約国の要請があつたときは、自国が採用する制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。

第十八条 信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第十九条 知的財産権

1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十条 租税に係る課税措置

1 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

2 第二条、第三条及び第六条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

第二十一条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

締約国は、健康、安全及び環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の領域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十二条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の

締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反

し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

- 2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

- 3 この条の規定の適用上、

(a) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二章 紛争解決

第二十三条 両締約国間の紛争の解決

- 1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的

な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によつて構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から紛争の仲裁を要請する文書を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民であつてもならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。

3 2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができらる。

4 仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従つて紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的

な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十四条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて、当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

2 一方の紛争当事者が協議及び交渉により投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。

(a) 自己のために、次の(i)及び(ii)に規定する事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A) 前章の規定に基づく義務

(B) 当該申立人が当事者である投資に関する合意

(ii) (i)に定める違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を自己が被ったこと。

(b) 自己が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の(i)及び(ii)に規定する事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人が次のいずれかに違反したこと。

(A) 前章の規定に基づく義務

(B) 当該企業が当事者である投資に関する合意

(ii) (i)に定める違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

3 申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに、2 (b)に規定する場合には、2 (b)に規定する企業の名称、

住所及び設立場所

- (b) 各請求について、違反があったとされる前章の条項又は投資に関する合意の条項その他関連する条項
- (c) 各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠
- (d) 当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4 申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

- (a) ICSID条約による仲裁。ただし、両締約国がICSID条約の当事国である場合に限る。
- (b) ICSID追加的制度規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。

- (c) UNCITRAL仲裁規則による仲裁

- (d) 紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁

5 この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

- (a) ICSID条約第三十六条1に規定する仲裁の請求をICSID事務局長が受領した時

(b) ICSID追加的制度規則付表C第二条に規定する仲裁の請求をICSID事務局長が受領した時

(c) UNCITRAL仲裁規則第三条に規定する仲裁に関する通知を、UNCITRAL仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時

(d) 4(d)の規定により、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

(a)及び(b)に規定する仲裁の請求並びに(c)及び(d)に規定する仲裁に関する通知は、以下この条において「仲裁の通知」という。

6 各締約国は、この条の規定による仲裁にこの協定の規定に従って請求を付託することに同意する。2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定に従って請求が付託される場合において、投資に関する合意が紛争解決の場を指定する規定を定めるときは、当該規定は、当該投資に関する合意の違反を主張する請求について前段に規定する同意の取消し又は排除と解してはならない。

7 6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が、2の規定により主張さ

れる違反が発生したこと及び2(a)に規定する場合には当該申立人が、2(b)に規定する場合には2(b)に規定する企業が、損失又は損害を被ったことを知った又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

8 この条の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)又は(b)に規定する場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

(a) 2(a)の規定により付託する請求については、次の(i)及び(ii)の規定の条件を満たす場合

(i) 申立人が、この条に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(ii) 申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある裁判所又は他の紛争解決手続において、2(a)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

(b) 2(b)の規定により付託する請求については、次の(i)及び(ii)の規定の条件を満たす場合

(i) 申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、この条に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(ii) 申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある裁判所又は他の紛争解決手続において、2(b)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

9 8(a)(ii)又は(b)(ii)の規定に従って行われる放棄は、仲裁廷が3、4、7若しくは8に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。

10 8(a)(ii)及び(b)(ii)の規定にかかわらず、申立人又は2(b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。

11 (a) 仲裁廷は、2(a)(i)(A)又は(b)(i)(A)の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従い、係争中の事案について決定する。

(b) 仲裁廷は、2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定により請求が付託される場合には、次のものを適用する。

(i) 関連する投資に関する合意に規定する法規その他紛争当事者が合意する法規

(ii) 法規が規定されていない場合その他紛争当事者により合意されていない場合には、被申立人の法令

(法の抵触に関する規則を含む。)

12 被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。

(a) 仲裁の通知（仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し

13 非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。

14 被申立人は、この条の規定に基づく仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。

15 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。

(a) 被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務又は2(a)(i)(B)若しくは(b)(i)(B)に規定する投資に関する合意に基づく義務に違反したかどうか。

(b) 違反があつた場合には、次の(i)及び(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方

(i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、関係する仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。

16 15の規定に従うことを条件として、請求が2(b)の規定により仲裁に付託される場合には、

(a) 損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(b) 原状回復を命ずる裁定においては、現状回復が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。

(c) 裁定においては、自然人又は企業が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。

17 被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

18 仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。

19 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

第二十五条 文書の送達

1 この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。

(a) 日本国については、外務省経済局

(b) アルメニア共和国については、経済発展投資省

2 一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。

3 各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。

第三章 合同委員会

第二十六条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、いずれかの締約国の要請があつた場合には、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 第七条1の規定に従って維持され、改正され、又は修正された適合しない措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c) 第七条2の規定に従って採用され、又は維持された適合しない措置について、両締約国の投資家にとって良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d) この協定の範囲内の投資に関連する事項であつて投資環境の整備に係るものについて情報を交換し、及び討議すること。

(e) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に係るものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、会合する。

第四章 最終規定

第二十七条 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 改正

この協定は、両締約国の合意により改正することができる。改正は、次条1に規定するところにより効力を生ずる。

第二十九条 最終規定

1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の領

域において当該他方の締約国の法令に従って取得されたものについても適用する。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

6 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十八年二月十四日にエレバンで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

田口栄治

アルメニア共和国のために

ナルバンジャン

附属書Ⅰ 第七条1(a)に規定する現行の適合しない措置

1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない当該締約国の現行の措置について、第七条1(a)の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条

(b) 第三条

(c) 第六条

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の観点からのみ示す。

(d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第七条1(a)の規定に従って、掲

げられた措置について適用しないものを特定する。

(e) 措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(f) 概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」は、他の全ての事項に優先する。

4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二十十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

5 この附属書の適用上、「経済活動の分類H D I O 一一二〇一三」とは、アルメニア共和国経済省が二

千十三年九月十九日に作成したアルメニアの経済活動の種類分類をいう。

日本国の表

一	
分野 小分野 産業分類	農林水産業（植物育成者権）
	J S I C 〇一一九 その他の耕種農業
	J S I C 〇二四三 山林種苗生産サービス業
	J S I C 〇四一三 藻類養殖業
	J S I C 〇四一五 種苗養殖業
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	最恵国待遇（第三条）
概要	種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条 日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。
	(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合
	(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国

	二
	分野 小分野 産業分類
が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のUPOV条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合 (c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国（その国の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。）であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の留保事項八に規定するものを除く。） J S I C 〇一 農業 J S I C 〇二 林業 J S I C 〇三 漁業（水産養殖業を除く。） J S I C 〇四 水産養殖業 J S I C 六三二四 農業協同組合 J S I C 六三二五 漁業協同組合、水産加工業協同組合

	三	四
関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類
J S I C 八七一 農林水産業協同組合（他に分類されないもの） 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の留保事項八に規定するものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	金融業 銀行業 J S I C 六二二 銀行（中央銀行を除く。） J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇（第二条） 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条 預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。 当該制度は、外国銀行支店が受け入れる預金については、対象としない。	熱供給業 J S I C 三五一一 熱供給業

五					
概要	措置	関連する義務	分野 小分野	産業分類	概要
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。					内国民待遇（第二条）
情報通信業 電気通信業 J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七三一 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体					

	六	七
	分野 小分野 産業分類	分野
2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。	情報通信業 電気通信業及びインターネット付随サービス業 J S I C 三七一一 地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） J S I C 三七一二 長距離電気通信業 J S I C 三七一九 その他の固定電気通信業 J S I C 三七二一 移動電気通信業 J S I C 四〇一 インターネット付随サービス業 注 J S I C 三七一一、三七一二、三七一九、三七二一又は四〇一の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録が求められるものに限られる。 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	製造業

	八
小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類
医薬品製造業 J S I C 一六五三 生物学的製剤製造業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。	製造業 皮革製造業及び皮革製品製造業 J S I C 一一八九 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 J S I C 一六九四 ゼラチン・接着剤製造業 J S I C 一九二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 J S I C 二〇一一 なめし革製造業 J S I C 二〇二一 工業用革製品製造業（手袋を除く。） J S I C 二〇三一 革製履物用材料・同附属品製造業 J S I C 二〇四一 革製履物製造業 J S I C 二〇五一 革製手袋製造業

	九
関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務
J S I C 二〇六一 かばん製造業 J S I C 二〇七 袋物製造業 J S I C 二〇八一 毛皮製造業 J S I C 二〇九九 その他のなめし革製品製造業 J S I C 三二五三 運動用具製造業 注1 J S I C 一一八九又は三二五三の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、皮革製造業及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 注2 J S I C 一六九四の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）

	十	十一
措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類
船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	鉱業 J S I C 〇五 鉱業、採石業、砂利採取業 内国民待遇（第二条） 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。	石油業 J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業 J S I C 一七一 石油精製業 J S I C 一七二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） J S I C 一七四 舗装材料製造業 J S I C 一七九 その他の石油製品・石炭製品製造業 J S I C 四七一 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）

十二	
分野 小分野 産業分類	関連する義務 措置 概要
警備業 J S I C 九二三 警備業	J S I C 四七二一 冷蔵倉庫業 J S I C 五三三一 石油卸売業 J S I C 六〇五一 ガソリンスタンド J S I C 六〇五二 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。） J S I C 九二九九 他に分類されないその他の事業サービス業 注1 J S I C 一七四一、一七九九、四七一、四七二一又は六〇五二の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。 注2 J S I C 九二九九の下での活動のうちこの留保事項の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、同法に基づく事前届出は必要とされない。

十三		
分野 小分野	概要	関連する義務 措置
運輸業 航空運輸業	運輸業	内国民待遇（第二条）
J S I C 四六〇〇	主として管理事務を行う本社等	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
J S I C 四六一一	航空運送業	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
内国民待遇（第二条）		外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
最恵国待遇（第三条）		
特定措置の履行要求の禁止（第六条）		
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条		
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条		
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章		
1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。		
2 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。		

6	(a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。
3	日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該持株会社等の株式を所有するものからその氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。
4	外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
5	外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
6	外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

分野	小分野	産業分類	関連する義務	措置	概要
運輸業	航空運輸業	J S I C 四六〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六二一 航空機使用業（航空運送業を除く。）	内国民待遇（第二条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許

十六	十五	
分野	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	
運輸業	運輸業 航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録） 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。	可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

十七	
分野 小分野	小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要
運輸業 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。） J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人

十八	
分野	産業分類 関連する義務 措置 概要
運輸業	J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。） 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。

	十九
小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要
鉄道業 J S I C 四二一 鉄道業 J S I C 四八五一 鉄道施設提供業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。	運輸業 道路旅客運送業 J S I C 四三一一 一般乗合旅客自動車運送業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

		2 一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。
二十	分野 小分野 産業分類	運輸業 水運業 J S I C 四五二 沿海海運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貸渡業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。
二十一	分野 小分野 産業分類	運輸業 水運業

	関連する義務 措置 概要	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
二十二	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	上水道業 J S I C 三六一一 上水道業 内国民待遇（第二条） 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

アルメニア共和国の表

一	分野	全ての分野
---	----	-------

	二	三
小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類
内国民待遇（第二条） 世界貿易機関設立協定に基づくサービスにおける特定の約束に係る表（二十四年の文書 G A T S / S C / 一三七（I 各分野に共通の約束）） アルメニアの法令に基づいて設立される法人（資本所有者のいかんを問わない。）にのみ補助金が交付される。	全ての分野 内国民待遇（第二条） 憲法（二十五年に改正されたもの）第六十条 土地法（二十一年法律第 H O ー 百八十五号）第四条 外国人及び無国籍者は、法律で定める場合を除くほか、土地の所有権を享有せず、及び土地に係る財産権を取得することができない。	運輸及び保管設備 航空運輸業 経済活動の分類 H D ー 〇 一 ー 一 二 〇 一 三 五 一 航空運輸業

	四	
関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	内国民待遇（第二条） 航空法（二千七年法律第H O ー八十一ーN号）第四十三条 航空運輸の飛行の安全のため、強制規格に係る権限を有する機関は、アルメニア共和国政府が定める手続に従い、次の者に対してのみ航空事業者証明書を発給する。 (a) アルメニア共和国において登録され、かつ、少なくとも五十一パーセントの株式をアルメニア共和国の国民が所有する法人又はアルメニア共和国において設立され、及び登録される法人 (b) アルメニア共和国政府の権限を有する機関 アルメニア共和国の利益のため、特別な理由があり、かつ、航空事業者がアルメニア共和国に拠点を置く場合には、強制規格に係る権限を有する機関は、前段に規定する条件の例外を適用することができる。
	運輸及び保管設備 航空運輸業 経済活動の分類H D ー〇一一二〇一三 五一 航空運輸業 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 航空法（二千七年法律第H O ー八十一ーN号）第三十五条 権限を有する機関が例外として他の決定を行う場合を除くほか、アルメニア共和国において登録される航空機の乗組員は、アルメニア共和国の国民とする。	

五	六	七
分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務
文化、余暇及びレクリエーション 賭博関連業 経済活動の分類H D I O 一 一 一 二 O 一 三 九二・〇〇・三 富くじ業の実施 内国民待遇（第二条） 富くじ法（二千三年法律第H O 一 三 一 N号）第四条 設立者がアルメニア共和国の国民又はアルメニア共和国において設立される法人である商業組織のみが、アルメニア共和国において富くじを運営することができる。	全ての分野 内国民待遇（第二条） 二千十一年政令第千四百四十一 N号附属書二3 アルメニア共和国においては、権限を有する国家機関から資格証明を受領したアルメニア共和国の国民のみが、地図の作成、土地の測量及び土地の管理を行うことができる。	専門的、科学的及び技術的活動 法律業 経済活動の分類H D I O 一 一 一 二 O 一 三 六九・一 法律業 内国民待遇（第二条）

	八	九
措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置
公証人法（二千一年法律第H〇一二百七十四号）第十条 アルメニア共和国の国民のみが、公証人に任命されることができる。	管理的及び補助的な活動 警備及び調査 経済活動の分類H D一〇一―二〇一三 八〇・一 民間警備業 内国民待遇（第二条） 民間警備業法（二千十二年法律第H〇一六―N号）第十二条 アルメニア共和国の国民のみが、護衛及び警備員の資格を取得し、護衛及び警備員の職務（武器及び特別な手段の使用を含む。）を遂行する権利を有する。	情報及び通信 フィルム、映像テレビジョン番組及び音楽その他の音声記録の制作並びにテレビジョン番組及びラジオ番組の編成及び放送 経済活動の分類H D一〇一―二〇一三 六〇 テレビジョン番組及びラジオ番組の編成及び放送 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） テレビジョン及びラジオに関する法（二千年法律第H〇一九十七号）第十六条及び第五十五・一条

	十	十一
概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要
民間の多重化装置事業者は、アルメニア共和国において設立される法人とする。外国資本の参加の割合は、民間の多重化装置事業者並びにテレビジョン及びラジオ事業者の決定の採択に必要な株式の五十パーセント以上であってはならない。国際協定により、より大きな参加の割合を定めることができる。	金融業及び保険業 経済活動の分類H D ―〇一一―二〇一三 六四 金融サービス 内国民待遇（第二条） 銀行及び銀行業に関する法（千九百九十六年法律第H O ―六十八号）第四条及び第十四条 銀行業は、アルメニア共和国において設立され、及び許可を受ける法人又は支店によってのみ提供される。	金融業及び保険業 経済活動の分類H D ―〇一一―二〇一三 六五 保険サービス 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 保険及び保険業に関する法（二千七十七年法律第H O ―百七十七―N号）第一条及び第四十七条 保険サービスは、アルメニア共和国において設立され、及び登録される法人又は支店によって

十二		
	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	のみ提供される。 外国の保険会社は、世界貿易機関設立協定に整合的であり、かつ、アルメニア共和国が締結している国際協定の当事国である国に登録されている場合にのみ、アルメニア共和国において支店又は子法人を設立することなしに、公募を通じて保険業を営むことができる。このような法人は、次の事項に関連する危険を対象とする保険のみを提供することができる。 (a) 海上運送、民間航空並びに宇宙船の打上げ及び運送貨物（衛星を含む。）。これらの保険は、輸送物品、輸送機関及びこのような運輸から生ずるあらゆる責任を対象とすることができる。 (b) 国際貨物運送 (c) 再保険、再再保険及び再保険に関連する他のサービス 金融業及び保険業 経済活動の分類H D I O 一 一 二 O 一 三 六 六 金融及び保険 内国民待遇（第二条） 証券市場法（二千七年法律第H O 一 百九十五 N 号）第三条、第二十五条、第四十三条及び第四十九条 アルメニア共和国の証券市場法に規定する投資サービスは、アルメニア共和国において設立され、及び登録される法人又は支店によってのみ提供される。

十三	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	金融業及び保険業 経済活動の分類H D ― 〇 一 一 ― 二 〇 一 三 六 六 金融及び保険 内国民待遇（第二条） 投資基金法（二千年法律第H O ― 二 百 四 十 五 ― N 号）第五十五条及び第六十条 中央銀行理事会規則一〇一〇一（二千十一年規則第百十六―N号）第三十八条 ファンドの運用サービスは、アルメニア共和国において設立される法人又は支店によってのみ 提供される。
十四	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	金融業及び保険業 経済活動の分類H D ― 〇 一 一 ― 二 〇 一 三 六 四 ・ 九 二 ・ 一 質屋業 内国民待遇（第二条） 質屋及び質屋業に関する法（二千三年法律第H O ― 四 十 三 ― N 号）第三条 アルメニア共和国において設立される法人及び個人企業のみが、アルメニア共和国において質 屋業に従事することができる。

附属書Ⅱ 第七条2に規定する適合しない措置

1 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a) 第二条

(b) 第三条

(c) 第六条

2 表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動であって国内産業

業分類又は国際産業分類の下で行われるものを透明性の観点からのみ示す。

- (d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であつて、第七条2の規定に従つて、留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。
- (e) 概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動についての範囲又は性質を記載する。
- (f) 現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用する現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を透明性の観点から明示する。
- 3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。
- 4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。
- 5 この附属書の適用上、「経済活動の分類H D I O 一一一 二〇一三」とは、アルメニア共和国経済省が二千十三年九月十九日に作成したアルメニアの経済活動の種類の分類をいう。

日本国の表

一	二
分野 小分野 産業分類 関連する義務	分野 小分野 産業分類 現行の措置
全ての分野 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) アルメニア共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) アルメニア共和国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	全ての分野

四	三	
分野	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	関連する義務 概要 現行の措置
全ての分野	全ての分野 最恵国待遇（第三条） 日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に關係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事（海難救助を含む。）	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、日本国における電信サービス、郵便サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

六	五	
分野	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置
武器・火薬産業	航空宇宙産業 航空機産業 宇宙開発産業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 補助金については、アルメニア共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。

七			
小分野	産業分類	産業分類	小分野
火薬類製造業	武器産業	武器産業	火薬類製造業
内国民待遇（第二条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	内国民待遇（第二条）
日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
エネルギー産業	電気業	電気業	エネルギー産業
ガス業	原子力産業	原子力産業	ガス業
内国民待遇（第二条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	特定措置の履行要求の禁止（第六条）	内国民待遇（第二条）
日本国は、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	日本国は、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

	八																														
	分野 小分野 産業分類																														
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="1161 633 1197 696">漁業</td><td data-bbox="1106 633 1141 1384">領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業</td></tr> <tr> <td data-bbox="1058 633 1093 880">J S I C 〇三一</td><td data-bbox="1058 947 1093 1070">海面漁業</td></tr> <tr> <td data-bbox="1010 633 1045 880">J S I C 〇三二</td><td data-bbox="1010 947 1045 1104">内水面漁業</td></tr> <tr> <td data-bbox="962 633 997 880">J S I C 〇四一</td><td data-bbox="962 947 997 1104">海面養殖業</td></tr> <tr> <td data-bbox="914 633 949 880">J S I C 〇四二</td><td data-bbox="914 947 949 1137">内水面養殖業</td></tr> <tr> <td data-bbox="866 633 901 913">J S I C 八〇九三</td><td data-bbox="866 947 901 1070">遊漁船業</td></tr> <tr> <td data-bbox="818 633 853 925">内国民待遇（第二条）</td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="770 633 805 925">最恵国待遇（第三条）</td><td></td></tr> <tr> <td data-bbox="722 633 758 1149">特定措置の履行要求の禁止（第六条）</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="587 633 675 1977"> 日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 </td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="483 633 571 1977"> この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="427 667 462 1171">(a)</td><td data-bbox="427 723 462 1171">水産資源の採取を伴わない調査</td></tr> <tr> <td data-bbox="379 667 414 790">(b)</td><td data-bbox="379 723 414 790">集魚</td></tr> <tr> <td data-bbox="323 667 359 1037">(c)</td><td data-bbox="323 723 359 1037">漁獲物の保蔵及び加工</td></tr> <tr> <td data-bbox="276 667 311 1104">(d)</td><td data-bbox="276 723 311 1104">漁獲物及びその製品の輸送</td></tr> </table>	漁業	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業	J S I C 〇三一	海面漁業	J S I C 〇三二	内水面漁業	J S I C 〇四一	海面養殖業	J S I C 〇四二	内水面養殖業	J S I C 八〇九三	遊漁船業	内国民待遇（第二条）		最恵国待遇（第三条）		特定措置の履行要求の禁止（第六条）		日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。		この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。		(a)	水産資源の採取を伴わない調査	(b)	集魚	(c)	漁獲物の保蔵及び加工	(d)	漁獲物及びその製品の輸送
漁業	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業																														
J S I C 〇三一	海面漁業																														
J S I C 〇三二	内水面漁業																														
J S I C 〇四一	海面養殖業																														
J S I C 〇四二	内水面養殖業																														
J S I C 八〇九三	遊漁船業																														
内国民待遇（第二条）																															
最恵国待遇（第三条）																															
特定措置の履行要求の禁止（第六条）																															
日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。																															
この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。																															
(a)	水産資源の採取を伴わない調査																														
(b)	集魚																														
(c)	漁獲物の保蔵及び加工																														
(d)	漁獲物及びその製品の輸送																														

	九
現行の措置	分野 小分野 産業分類
(e) 漁業に使用される他の船舶への補給 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条	情報通信業 放送業 J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八二 民間放送業（有線放送業を除く。） J S I C 三八三 有線放送業 内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第三百十一号）第二章 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第五章及び第八章

十	十一
分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
土地取引に関する事項 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 政令により日本国における外国人又は外国の法人による土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。ただし、日本国の国民又は法人が、その外国において、同一又は類似の禁止又は制限を課されている場合に限る。 外国人土地法（大正十四年法律第四十二号） 第一条	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

十二	現行の措置	
	分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要
	運輸業 航空運輸業	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
	現行の措置	この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。

アルメニア共和国の表

一	現行の措置	
	分野 小分野 産業分類	概要
	運輸及び保管設備 航空運輸業	経済活動の分類H D ― 〇 一 一 一 二 〇 一 三 五 一 航空運輸業

	二
関連する義務 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要
内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） アルメニア共和国は、自国の法令に従い、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することを条件とする。 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。	郵便サービス 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） アルメニア共和国は、自国の法令に従い、郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して

	三
現 行 の 措 置	分 野 小 分 野 産 業 分 類 関 連 す る 義 務 概 要
異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することを条件とする。	漁業 内水における漁業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） アルメニア共和国は、自国の法令に従い、自国の内水における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することを条件とする。 この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給

	四	五
現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務	分野 小分野 産業分類 関連する義務
	武器・火薬産業 武器産業 火薬類製造業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） アルメニア共和国は、自国の法令に従い、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することを条件とする。	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）

	六
概要 現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置
特定措置の履行要求の禁止（第六条） アルメニア共和国は、自国の法令に従い、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに社会事業サービス（社会福祉、初等教育及び中等教育、公衆のための訓練、保健並びに保育を除く。）への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することとする。	エネルギー産業 電気業 ガス業 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） アルメニア共和国は、自国の法令に従い、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、ユーラシア経済同盟に関する条約の当事国の投資家に対して異なる待遇を与える場合を除くほか、当該措置が第三条の規定に適合することとする。

